

○草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 16 日

条例第 28 号

改正 令和 5 年 12 月 25 日条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 29 条例 1・令 3 条例 17・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び

市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平成29条例1・令3条例17・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成３０年条例第３５号）

この条例は、平成３１年１月１日から施行する。

附 則（令和２年条例第１号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年条例第１７号）

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

（平３０条例３５・令２条例１・一部改正）

機関	事務
１ 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
２ 市長	草加市再開発住宅設置及び管理条例（昭和６３年条例第９号）による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
３ 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
４ 市長	草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成４年条例第２２号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
５ 市長	草加市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和５５年条例第１１号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
６ 市長	草加市こども医療費支給に関する条例（昭和４８年条例第２９号）によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
７ 教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１９条の規定による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの

8 市長	草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 5 1 年条例第 9 号）による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2（第 4 条関係）

（平 2 9 条例 1 ・平 3 0 条例 3 5 ・令 2 条例 1 ・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の決定及び実施、就労自立給	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報で

	付金の支給、保護に要する費用の返還又	あつて規則で定めるもの
	は徴収金の徴収に関する事務であつて規	地方税関係情報であつて規則で定め
	則で定めるもの	るもの
		公営住宅法（昭和２６年法律第１９ ３号）による公営住宅（同法第２条第 ２号に規定する公営住宅をいう。以下 同じ。）の管理に関する情報（以下 「公営住宅管理関係情報」という。） であつて規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法（平成２４年法 律第６５号）による子どものための 教育・保育給付の支給若しくは地域 子ども・子育て支援事業の実施に関 する情報又は児童福祉法による保育 所における保育の実施若しくは措置 若しくは費用の徴収に関する情報 （以下「教育・保育給付等関係情報」 という。）であつて規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であつ て規則で定めるもの
		草加市再開発住宅設置及び管理条例 による再開発住宅の管理に関する情 報（以下「再開発住宅管理関係情報」 という。）であつて規則で定めるもの
		草加市重度心身障害者医療費支給に 関する条例による重度心身障害者医 療費の支給に関する情報（以下「重度 心身障害者医療費関係情報」とい う。）であつて規則で定めるもの

5	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
			重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

6 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助に関する情報（以下「就学援助関係情報」という。）であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

1 0 長	市	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
			重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 1 長	市	母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
1 2 長	市	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 3 長	市	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
			教育・保育給付等関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの
		再開発住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支

		給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であ

		って規則で定めるもの 教育・保育給付等関係情報であって規則で定めるもの 再開発住宅管理関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 8 市長	草加市再開発住宅設置及び管理条例による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 9 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助関係情報であって規則で定めるもの
2 0 市	草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に	医療保険給付関係情報であって規則

長	関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
2 1 長	市草加市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
2 2 長	市草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

		るもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
2 3 市長	市草加市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの		
2 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの